

ふるさとの森第 2 号地の計画について

日高市環境保全条例 第 21 条

(定義)

「ふるさとの森」とは、市民に愛され、親しまれている景観が優れた緑地で市長が指定したものをいう。

日高市環境保全条例施行規則 第 21 条

(ふるさとの森の指定基準)

ふるさとの森を指定する場合の基準は、緑地（これと一体となっている池沼、湿地、河川等を形成している土地の区域を含む。）で、自然環境が優れた状態を維持しているものうち、その面積がおおむね 1 万平方メートル以上のものとする。

ふるさとの森 第 1 号地

日和田山

指定年月日 平成 10 年 10 月 1 日

指定延長年月日 平成 30 年 10 月 1 日（令和 10 年 9 月 30 日まで）

指定の面積 232,704 m²

※平成 16 年度に山頂、登山口付近を追加指定

※平成 27 年度に山頂東側を追加指定

ふるさとの森 第 2 号地 【新規】

遠足の聖地のエリアに含まれる奥武蔵自然歩道沿いで検討する

今後のスケジュール

令和 2 年度 区域の選定、スケジュール表の作成

令和 3 年度～ 用地調整、環境審議会の意見聴取

令和 5 年度 指定告示